

環境影響評価書案審査意見書

「(仮称) 八王子インター北SC建設事業」に係る環境影響評価書案(以下「評価書案」という。)について審査した結果、東京都環境影響評価条例(昭和55年東京都条例第96号)第57条第1項に規定する意見は、下記のとおりである。

東京都知事
舛添 要一

記

第1 対象事業

- 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称：イオンモール株式会社
代表者：代表取締役社長 岡崎 双一
所在地：千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1号
- 対象事業の名称及び種類
名 称：(仮称) 八王子インター北SC建設事業
種 類：自動車駐車場の設置
- 対象事業の所在地
計 画 地：八王子市左入町及び滝山町一丁目の一部

第2 意見

本事業の評価書案における調査、予測及び評価はおおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、次に指摘する事項について留意するとともに、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるべきである。

【大気汚染、騒音・振動共通】

関連車両の走行に伴う大気質濃度及び騒音・振動について、予測結果の基礎となる将来交通量（供用時交通量）が一部の予測地点において大幅に増加することから、更なる環境保全のための措置を検討し、より一層の環境負荷の低減に努めること。

【騒音・振動、生物・生態系共通】

建設機械の稼働に伴う建設作業騒音・振動は勧告基準値を下回るとしているが、敷地境界における建設機械からの騒音・振動レベルの最大値が計画地西側に出現している。計画地西側には「八王子滝山里山保全地域」があることから、事前に工事工程や建設機械の配置を詳細に検討するなど、建設作業における騒音・振動の低減に努めるとともに、より一層の環境保全のための措置を検討すること。

【騒音・振動】

計画地周辺の道路交通騒音は、現状においても多くの地点で環境基準を超えていることから、工事用車両の走行に当たっては、安全走行の徹底を図ることはもとより、更なる環境保全のための措置を検討し、より一層の環境負荷の低減に努めること。

【水循環】

計画地は地下水涵養能力の低い土地であるため、新たに緑地を整備し雨水浸透枳を設置することにより、雨水の地下水涵養能力の向上に努めるとしている。

このことから、浸透施設の詳細を示し、それらの地下水涵養能力向上の効果についても具体的に記述すること。

また、その機能が維持されるよう適切に管理すること。

【生物・生態系、景観共通】

環境保全のための措置として、樹木の良好な生育を維持するように適切に管理するとともに、周辺地域の緑との連続性に配慮するとしているが、計画地周辺の地形や気候等を勘案した緑化計画と維持管理が必要であると考えられることから、これらについて、具体的に記述すること。

【生物・生態系】

緑化計画の具体化に当たっては、「植栽時における在来種選定ガイドライン」等を参考に、生物・生態系に配慮し、計画地に適した在来種を選定すること。

【自然との触れ合い活動の場】

計画地周辺には、散策コースや遊歩道が存在するほか、計画地南東側には、街区公園・緑地の整備も予定されていることから、これら公園等と計画地内の緑地を結ぶ歩行者動線を示すことなどにより、ネットワークの形成と公園等の利便性の向上について記述すること。

【廃棄物】

工事の施行中において発生する建設汚泥の予測結果については、再資源化・縮減率が0%であることから、「東京都建設リサイクル推進計画」における目標値（平成27年度90%以上）などを踏まえ、再資源化率を設定すること。

【温室効果ガス】

予測に反映した環境保全のための措置は、類似既存店舗で既の実施している温室効果ガス排出削減に係る対策を含んでおり、評価においては、さらに各種対策を検討し、より一層の温室効果ガスの削減に努めるとしている。

このことから、計画建築物で実施する温室効果ガス削減対策について、類似既存店舗との削減対策の違いを含め、その方策について具体的に記述すること。